

伐採及び伐採後の造林届出書

平成18年 3月 1日

伐採を始める最低30日前までに

浜田市長 宇津徹男様

住所 浜田市
届出人氏名



次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

森林の所在場所				伐採面積	伐採の方法			伐採樹種	伐採齢	伐採の期間	伐採後の造林の方法	伐採後の造林の期間	伐採後の造林の樹種	伐採後の造林の方法別及び樹種別の造林面積	伐採後の造林の樹種別の本数	伐採跡地の用途	備考
市町村	大字	字	地番		主間伐別	伐採種別	伐採率										
浜田市	町		1234-5	ha 0.1	主伐	皆伐	100%	杉・松	50	H18.4.1 ~ 4.30	植栽	H18.11.1 ~ 11.30	杉・松	ha 0.1	300		
浜田市	××町		2468	0.5	間伐	択伐	25%	檜	25	H18.4.1 ~ 4.30	植栽	H18.11.1 ~ 11.30	檜	0.5			
用語の意味がわかりにくいときはお問合せください。																	
計				0.6										0.6			

〔注意事項〕

- 伐採する森林の存する市町村ごとに提出すること。
- 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 面積は、少数第2位まで記載し、第3位以下を四捨五入すること。
- 伐採種別欄には、主伐をしようとする場合に、皆伐、択伐の別を記載すること。
- 伐採率欄は、立木材積による伐採率を記載すること。
- 伐採樹種欄には、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ及びその他の針葉樹並びにぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合には二段に分けて記載し、下段には伐採する立木のうち最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「～」のように記載し、上段には最も多い立木の年齢を記載すること。
- 伐採後の造林の方法欄には、植栽、人工播種、ぼう芽更新及び天然下種更新の別に区分して記載することとし、複数の方法を用いる場合には複数の行に分けて記載すること。ただし、天然更新補助作業を行う場合は、（補助）と記載した上で行う作業の種類を記載すること。
- 伐採後の造林樹種欄には、造林の方法別に記載するとともに、複数の樹種を植栽する場合には植栽する樹種ごとに複数の行に分けて当該樹種を記載すること。
- 伐採跡地の用途欄には、伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ、その供されることとなる用途を記載すること。
- 伐採期間が1年を超えるときは、伐採に関する年次別計画を添付すること。